

許可基準第 8 条 「準公益施設」

(準公益施設)

第 8 条 条例第 6 条第 3 号及び条例第 8 条第 3 号に規定する「準公益施設」とは、次の要件のすべてに該当するものをいう。

- (1) 申請地は、当該施設を利用しようとする者が居住する地域内に所在し、かつ、当該施設の利用に照らし適切な位置であること。
- (2) 当該施設を利用しようとする者が市街化調整区域以外の地域にも居住している場合にあっては、当該申請地を市街化調整区域内とすることについて特段の合理的理由を有するものであること。
- (3) 申請に係る予定建築物は、次のすべてに該当するものであること。

ア 町内会、自治会等の地域住民の自治組織において運営され、当該地域住民の総意に基づき定められた規約等により、適正な管理が行われるものであること。

イ レジャー等公益目的以外の用途と併用されるものでないこと。

- (4) 申請地及び申請に係る予定建築物の規模は、その目的に照らし過大なものでないこと。
- (5) 申請に係る予定建築物の建築について、社会通念に照らしやむを得ないと認められる合理的理由を有するものであること。